

北斗星占小攷

田中良明

緒言

雲氣占や風角占を除く狹義の天文占に於いては、星や星宿、もしくは特定の天文現象に付與された性質によって、天文變異の示す内容を解釋することが行われ、その性質や解釋を説いたものが、天文占辭である。

資料に見られる天文占辭の記載には、二種類有る。一つは、『漢書』や『晉書』等の天文志の前半部分、または『開元占經』等の天文類書の大部分に見られるもので、各星宿や天文現象に付與された性質を説くものである。もう一つは、上記二志の後半部分や、他の『續漢書』『宋書』等の天文志の大部分、または天文類書のごく一部に記された、實際に起きた天文變異に對する解釋・占例である。しかし、それらに記された星宿等の性質は一定のものではなく、天文變異に對する解釋方法も一定のものではない。

1 では、特定の星宿に對する性質の付與はどのように行われるのか。また、特定の星宿に關わる天文變異に對する

解釋はどのように行われるのか。本稿は、天文思想上、代表的かつ象徴的な存在である北斗を對象に、付與された性質と占辭・占例等を見ていくことにより、それらの變化の様相と關係性の一端を見ることを試みるものである。

一、帝としての北斗

北斗の最も基本的な性質といへば、斗建に關わるものである。北斗は年周運動によつて天を左旋し、季節ごと、月ごとに、その斗柄の指す（建す）方位を異にする。初昏にその方位を觀測し、それを十二地支によつて示し、夏正であれば正月を「建寅」、二月を「建卯」とし、よつて太陽年と朔望月との差を整え正す。これが天文（曆）學から見た北斗の實用である。『史記』天官書に、北斗を説いて、

斗を帝車と爲す。中央に運り、四郷に臨制す。陰陽を分ち、四時に建し、五行を均くし、節度を移し、諸紀を定むは、皆斗に繫る。^(二)

と有るのは、周極星たる北斗の體と、斗建により時節を正す用という北斗の有する基本性質から敷衍された説であり、天文占辭の上、北斗に付與された最も基本的な性質といえよう。

「帝車」とは、『晉書』天文志上に、「運動の義に取るなり」と有るように、北天に在つて北斗が天極の周圍を廻る様を「車」と稱するのであろうが、注目すべきは、それに附された「帝」である。司馬貞『史記索隱』に、

姚氏案するに、宋均曰く、「言ふところは、是れ大帝車に乘し巡狩し、故に紀せざる所無きなり。」と。^(三)
と有り、帝の車であることが強調されている。

そもそも四時を調えるのは、帝（天子）の當爲であり、『周易』文言傳に、

夫れ大人なる者は天地と其の徳を合し、日月と其の明を合し、四時と其の序を合す。^(四)

と有り、『漢書』鼂錯傳に載る文帝への對策に、

臣聞く、五帝は神聖、其の臣能く及ぶ莫し。故に自親ら事め、法宮の中、明堂の上に處る。動靜上天に配ひ、下地に順ひ、中人に得。……。然る後陰陽調ひ、四時節あり、日光り、風雨時あり、膏露降り、五穀孰し、祇孽滅び、賊氣息み、民疾疫せず、河は圖を出だし、洛は書を出だし、神龍至り、鳳鳥翔け、德澤天下に滿ち、靈光四海に施さる、と。此れ天地に配ふと謂ふは、治國大體の功なり。^(五)

と有り、同、宣帝本紀、元康元年三月の詔に、

乃者に、鳳皇泰山・陳留に集り、甘露未央宮に降る。朕未だ先帝の休烈を章かにし、百姓を協寧し、天を承け地に順ひ、四時を調序すること能はざるに、獲りて嘉瑞を蒙す。^(六)

と有り、同、成帝本紀、鴻嘉元年二月の詔に、

朕天地を承け、宗廟を保つを獲るも、明なるに蔽ふ所有り、徳は綏かなる能はず、刑罰中らず、衆冤もて職を失ひ、闕に趨り訴を告ぐる者絶えず。是を以て陰陽錯謬し、寒暑序を失ひ、日月光らず、百姓辜を蒙り、朕甚だ焉を閔ふ。^(七)

と有るのは、陰陽が調ひ、四時が正された状態が天子の治世の理想であり、そうした状態を實現させることを、天子の當爲としてしているのである。

また、『開元占經』引く黄帝占は、いくらか後の成書と思われるが、天官書と略同文であり、

黄帝占に曰く、北斗を帝車と爲す。中央に運り、四方に臨制し、陰陽を分別し、四時に建し、均しく五行を立て、節度を移應し、諸紀綱を定むは、太一の事なり、と。

と作り、同、春秋緯元命包に、

春秋緯元命包に曰く、斗を帝と爲す。令出で、號布かれ、政授けられ、四方に度る。故に輔星を置き、以て功を佐く。斗たるを人君の象にして號令の主と爲すなり、と。

と有るのを見れば、天文思想上、北斗に帝という性質を付與していた事實が知れ、また、その端を天官書に見ることも可能であろう。

こうした北斗と帝との關係性は、天文(曆)學上の北斗(斗建)と四時の順行の關係と、政治思想上の帝(天子)と四時の順行の關係とが、四時の順行という共通項によって、北斗と帝とを關聯付けた、と考え得る。

しかし、先に引いた黄帝占には、北斗の性質を「太一の事」とするが、その後文には、

二十八宿に配し、天の其の時を發する所以、地の萬物を成す所以なり。諸侯焉に屬す。

と有る。二十八宿には「諸侯」の性質が付與されており、この「諸侯」は北斗の「太一」に對する言であり、北斗(太一)とはつまり、帝(天子)である。それにも關わらず、北斗は二十八宿に「配」されている。この黄帝占の文章では、北斗を二十八宿に「配」という關係性によって、北斗と二十八宿が個々に有する帝と諸侯という性質から想定し得る格差的上下關係、尊卑の關係を、やや曖昧なものとしている。

また、『統漢書』天文志上に、梁の劉昭が注して引く後漢の張衡『靈憲』に、

衆星列布、其の神を以て著かなるに、五列有り、是れを三十五名と爲す。一は中央に居り、之を北斗と謂ふ。

動變すれば挺占し、寔に王命を司る。四は方に布し、二十八宿と爲す。^{十二}

と有るのも、北斗に「王命を司る」性質を認めながらも、四方二十八宿と合わせて「五列」と數え、やや同格に扱うものであり、黄帝占と同様、北斗と二十八宿の曖昧な關係を示している。

これらの例からは、二十八宿が、帝としての北斗と同格に扱われている、と見ることも可能かも知れない。しかし、『晉書』天文志所引の張衡の説は、

衆星列布、……。其の神を以て著かなるに、五列有り、是れを三十五名と爲す。一は中央に居り、之を北斗と謂ふ。四は方に布し、各々七、二十八舍と爲す。^{十三}

に作っており（張守節『史記正義』所引の張衡説も略同文。^{十四}）、これは、先の「王命を司る」といった性質を北斗から削ることによって、北斗と二十八宿をより明確に同格に扱う例であり、先掲の黄帝占と劉昭注所引の『靈憲』も、北斗が帝としての性質を有しながらも、二十八宿と同格に扱われる過程上に現れた矛盾を含む産物と見るべきであろう。

張衡本來の説がどちらであったかは措くが、少なくとも六朝から唐初にかけて、北斗は二十八宿との相対的な關係に於いて、帝という性質を削られつつ、二十八宿と同格に列される、という天文思想上の變化が有ったことは確かであろう。^{十五}

二、臣下としての北斗

そもそも北斗には、その七星とは別に輔星が置かれ、帝たる北斗を補佐する性質が與えられている。『史記』天官書に、

輔星。明かにして近ければ、輔臣親しくして彊し。斥きて小さければ、疏にして弱し。十六

と有るのがそれである。しかし、天官書では單に北斗に添えられた輔臣にすぎない輔星も、徐々にその性質を具體化していく。前節に引用した『開元占經』所引春秋緯元命包に、

春秋緯元命包に曰く、斗を帝と爲す。令出で、號布かれ、政授けられ、四方に度る。故に輔星を置き、以て功を佐く。斗たるを人君の象にして號令の主と爲すなり、と。

と有るのが、その初期的な段階であると考えられる。北斗自體にも、天官書に比して「令出で、號布かれ、政授けられ」「人君の象にして號令の主」と、より具體的な帝の性質が言及されているが、これは天官書に「四郷に臨制す」と言い、また『尚書』の「璇璣玉衡、以齊七政」を引用することにより付與されている政治の主體としての性質の延長線上にあるものといえよう。元命包では、こうした帝の性質を有する北斗の「功を佐く」存在として「故に輔星を置く」と説かれているのである。

しかし、こうした天文占辭とは別に、北斗自體を臣下、特に權臣・要臣の比喩として扱う言説も見ることができ。例えば、『後漢書』皇后紀上に、

建初元年、帝諸舅を封爵せんと欲するも、太后聽さず。明年夏、……太后詔して曰く、「……昔王氏の五侯

日を同じくして俱に封ぜらる。其の時、黃霧四塞するも、澍雨の應を聞かず。又田蚡竇嬰、寵貴にして横恣、傾覆の禍世の傳ふる所と爲る。故に先帝舅氏を防ぎ慎み、樞機の位に在らしめず。……。」と。^(十七)

と有る明德馬皇后の言に、「樞機の位」と有るのは、李賢注に、

樞機は、近要の官なり。春秋運斗樞に曰く、「北斗、第一は天樞、第二は璇、第三は機なり。」と。^(十八)

と有るように、後世には明確に北斗の個々の星の名として認識されているが、この馬皇后の時点で、「樞機」が北斗を踏まえた比喻として用いられているかは、不確かである。しかし、同、崔駰列傳に、

竇太后臨朝し、憲重戚を以て詔命を出内す。駰書を獻じ之を誡めて曰く、「駰聞く、交淺くして言深き者は、愚なり。……陽平の族、盛ならざるに非ざるなり。侯を重ね將を累ね、天樞を建て、斗柄を執る。」と。^(十九)

と有る「天樞」「斗柄」は、李賢注が同じく運斗樞を引く引くの待たず、明確に天の北斗を踏まえての表現である。

また、北斗を尚書や三公と結びつけるのは、政治の主體、「令出で、號布かれ、政授けられ」「人君の象にして號令の主」としての北斗の性質が、臣下に及ぶ例として見ることが出来る。『後漢書』周興傳に見える、尚書陳忠が周興を周興郎に推擧する上疏に、

尚書は帝命を出納し、王の喉舌爲り。^(二十)

と有るのは、李賢注が引くように、同、李固傳により詳しく、

陽嘉二年、地動き、山崩れ、火災の異有り。公卿固を擧げ對策せしめんとし、詔も又當世の敵、爲政の宜とする所を特問す。固對へて曰く、「臣聞く、……。今陛下の尚書有るは、猶ほ天の北斗有るがごときなり。

斗は天の喉舌爲りて、尚書も亦た陛下の喉舌爲り。斗元氣を斟酌し、四時を運平し、尚書王命を出納し、政

を四海に賦き、權尊く執重く、責の歸する所なり。……。」と。^(二十一)

と有り。陳忠の上疏に於いて、尚書と北斗を結びつける思想が存在したかは不確かであるが、李固の對策にはその關係性が明言されている。これは、天子の號令・王命が、「陛下の喉舌」たる尚書に出納するという政治制度上の狀況によって、北斗の「號令の主」としての性質が、「天の喉舌」と縮小されたものであり、同時に、「喉舌」としての性質を介して、北斗と尚書を結びつけているのである。

なお、こうした北斗に尚書の性質を付與する思想は、單一に成されたものでない。李固傳に李賢注が引く合誠圖に、

春秋合誠圖に曰く、天理。斗中に在り、三公を司り、人の喉の咽に在るが如く、以て舌語を理む、と。^(二十三)

と有り、斗魁中の天理に「三公」「人の喉」「舌語」という性質を付與している。ここには、先に見た「喉舌」としての性質を見ることが出来るものの、職官は尚書ではなく三公であり、また北斗全體ではなく、その七星ですらない天理に限定しての言及である。

この「天理」とは、天官書に、

斗魁中に在るは、貴人の牢なり。^(二十四)

と有り、その裴駟『史記集解』引く孟康注に、

孟康曰く、傳に曰く、天理四星斗魁中に在り。貴人の牢なり。名を天理と曰ふ、と。^(二十五)

と有り、また『索隱』引く樂汁圖に、

樂汁圖に云ふ、天理、貴人の牢を理む、と。^(二十六)

と有るように、本來は「貴人の牢」という性質が付與されている。これを「三公」とするのは、「貴人」という性質が、大臣・權臣へと轉化してため、もしくはその過程を示すものと考えられる。その三公が「人の喉」「舌語」と關聯するのは、先の李賢注が引く合誠圖に附された宋均注に、

宋均注に曰く、斗を天の舌口と爲す。政教を出だすを主る。三公は君命を導き宣ぶるを主る。人に喩ふれば、則ち宜人喉の咽に在るが如し。以て舌口を理め、言をして條理有らしむ、と。三十七

と有つて解説を施されているが、その上で、合誠圖では天理に限定されていた「喉舌」としての性質が、斗全體に拡大されている。北斗全體に、「人君の象にして號令の主」という性質も付與されていることから、宋均注に見られる「斗を天の舌口と爲す。政教を出だすを主る。」という性質は、必ずしも尚書や三公の職分を前提としなくとも、導き出されるものであろう。そのため、天理から北斗全體への移行は、必ずしも合誠圖と宋均注の順序通りに推移發展してきたものとは斷じ得ない。

しかし、宋均注が北斗に三公としての性質を付與しているのは、先に見た尚書と同様に「喉舌」としての性質を介してであり、同様の論理によつて、北斗を尚書、あるいは三公と結びつけている。これは、實際の政治制度、もしくはは政治思想に於ける尚書と三公（あるいは天子（人君）も含む）の個々の役割の變遷に準じて、随時北斗の「喉舌」に關わる對象が變化したことを示すものであり、同時に、天文占辭が、政治の實情に合わせて、その内容を變化させることを可能とした事實を示すものでもある。

そうした天文占辭の柔軟性を可能とする一つの要因は、「帝車」「人君の象」「號令の主」「政教を出だす」「喉舌」という付與された性質の意味上の推移であることは、以上に見たとおりである。三十八

三、北斗のその他の性質

ここまで北斗の有する帝と臣下の性質について見てきたが、本節では、北斗に付與されたその他の性質を見ていきたい。

『史記』天官書は、前節までに示した帝(車)としての性質についての記述以外に、『尚書』を、

北斗七星、所謂「璇璣玉衡以て七政を齊ふ。」なり。(二十五)

と引く。この「七政」について、僞孔傳に、

七政、日月五星各々政を異にす。(三十七)

と有るが、より詳細な解釋を『素隱』引く馬融の『尚書』注に、

七政なる者は、北斗七星、各々主る所有り。第一を正日と曰ふ。第二を月法を主ると曰ふ。第三を命火と曰ひ、熒惑を謂ふなり。第四を煞土と曰ひ、填星を謂ふなり。第五を伐水と曰ひ、辰星を謂ふなり。第六を危木と曰ひ、歳星を謂ふなり。第七を剽金と曰ひ、太白を謂ふなり。日月五星各々異なる。故に七政と曰ふなり。(三十一)

と見ることが出来る。これらは七政を日月五星の司るものとし、それぞれを北斗七星に配當する説である。しかし、これとは別に『開元占經』所引の石氏説に、

石氏曰く、北斗第一星 日を主り、第二星 月を主り、第三星 熒惑を主り、第四星 辰星を主り、第五星 填星を主り、第六星 歳星を主り、第七星 太白を主る、と。(三十二)

と有る。これは馬融説の配當に比べて、第四・第五星の配當を交換したものである。現存の馬融説に誤りが無けれ

ば、第四星に土を配するのは、七星中、序數に於いてその中心に位置するのが第四星であるため、五行説で中央に當たる土をそこに配した、と推測することも可能であろう。しかし、北斗の中心は、北斗を斗魁と斗杓（柄）に分けた際に中央へ位置する第五星玉衡であり、石氏説はその第五星に土を配している。また、石氏説は第三星以降を、^(三十三)火水土木星と相克の順にしており、馬融説に比してより整理された配當と見ることが出来る。

—また、『開元占經』所引の石氏説に、

石氏曰く、北斗第一星を正星と曰ひ、陽を主り、徳を主り、天子の象なり。第二星を法星と曰ひ、陰を主り、刑を主り、女主の位なり。第三星を令星と曰ひ、禍を主る。第四星を伐星と曰ひ、天理を主り、無道を伐つ。

第五星を斂星と曰ひ、中央を主り、四旁を助け、有罪を斂す。第六星を危星と曰ひ、天倉の五穀を主る。第七星を部星と曰ひ、一に應星と曰ひ、兵を主る、と。^(三十四)

と有るのは、第三星と第七星に若干の差異が見られるものの、馬融説に於いて日月五星に附された「正」「法」「命」等を星名として、各々の司る所を具體的に、先掲の石氏説と同じ順序によって示したものである。^(三十五)

そもそも七政を日月五星の司るものと解釋するのは、日月を陰陽、五星を五行の象徴とし、その陰陽五行を北斗（璇璣玉衡）によって調正（齊）するものであろうから、つまりは陰陽四時を北斗（斗建）によって調えるという、第一節に見た北斗の帝（車）としての性質を細分化したものと捉えることができる。よって、例えば第二星の陰・刑・女主といった性質は、第一星の陽・徳・天子に相對してのものであり、北斗全體や他の六星にまで及ぶものではない。これは、他の五星に付與された性質についても同様である。

こうした北斗の七星個々に對する性質の付與は、『史記』天官書や、それを敷衍した『漢書』天文志には見るこ

とができないものであるが、『晉書』天文志はこの石氏説を引き、以後の天文志に於いても不動の定説となつてい
三十五
 る。

『晉書』天文志が引く石氏説には續きが有り、

又云ふ、「一は天を主り、二は地を主り、三は火を主り、四は水を主り、五は土を主り、六は木を主り、七は
 金を主る。」と。又曰く、「一は秦を主り、二は楚を主り、三は梁を主り、四は吳を主り、五は燕を主り、六は
 趙を主り、七は齊を主る。」と。三十七

と有る。前者は、『開元占經』所引の詩含神霧に同じ説が見え、三十五日月を天地に作る以外は、前掲の石氏説とも同じ
 である。

また、後者については、『開元占經』所引の黄帝占に類似の説三十九(第五・第六星の分野の配當に差異が見られる)
 が有るが、これらは陰陽五行によつて配當されたものではない。石氏説を引く以外にも、『晉書』天文志には北斗
 の七星について、

魁第一星を天樞と曰ひ、二を璇と曰ひ、三を璣と曰ひ、四を權と曰ひ、五を玉衡と曰ひ、六を開陽と曰ひ、七
 を搖光と曰ふ。一より四に至るを魁と爲し、五より七に至るを杓と爲す。樞を天と爲し、四十璇を地と爲し、璣を
 人と爲し、權を時と爲し、玉衡を音と爲し、開陽を律と爲し、搖光を星と爲す。

といった説が記されている。前半部分は、北斗七星に對する命名であり、部分的には『史記』天官書から見られる
 オーソドックスな説であるが、後半部分の七星に對する配當は、これも陰陽五行による配當とは異なる特殊なもの
 となつている。

こうした、陰陽五行による配當では説明できない北斗七星への性質の付與は、『天文要録』卷四十四に、

東晉紀に曰く、北斗七星は七曜の表を主るなり。初首一星を魁と謂ひ、天目を主る。第二は、鳳星、耳精を主る。第三は、龜星、鼻精を主る。第四は、龍星、口精を主る。第五は、馬星、舌精を主る。第六は、羊星、心精を主る。第七は、虎星、體精を主る、と。(四十二)

と有る説にも見ることができ、ここに見られる諸畜や體の諸部位の配當は、陰陽五行による分類・配當とは全く關係がない。こうした説は、北斗自體が陰陽や五行と同等の、諸事を歸納すべき對象として認識されることによつて生まれたものと考えられる。つまり、陰陽五行といった既存の分類・配當方式を用いずに、北斗の星數、七によつて諸事を分類し、北斗の七星に歸納しているのである。これは、陰陽の二や五行の五では、北斗七星個々に對する諸事の配當が困難であつたのを、兩者の和がたまたま七であることから可能としていた方式を脱却した、言わば、初めに七有りき、といった思考方法によつて作られた、比較的新しい説であらう。

なお、先掲の『晉書』天文志所引の石氏説や、『開元占經』所引の黃帝占に見える北斗分野説も、例えば『史記』六國年表に由來する戰國の七雄といった既存の概念による七國とは異なる七國を擧げており、北斗七星の七に對して、新たに七國が選拔されたことを窺うことができる。

以上、本節では北斗七星個々に付與された日月五星（陰陽五行）の性質や、そうした枠を脱却した、北斗七星獨自の性質付與について見てきた。

前節までに述べたように、北斗全體には、帝としての性質と臣下としての性質という、相矛盾する性質が付與されてきたが、北斗七星個々には、更に多數の性質が付與されている。七星個々に對する性質の付與は、一見前者の

矛盾を解消するかに思われる。しかし、その實態は、陰陽や五行に歸納されている性質を、七星個々に再付與して
 いるに過ぎない。元々付與されている帝と臣下という性質を踏まえた關係に歸納されれば良さそうな陰陽について
 も、「北斗第一星を正星と曰ひ、陽を主り、徳を主り、天子の象なり。第二星を法星と曰ひ、陰を主り、刑を主り、
 女主の位なり。」と「天子」と「女主」という男女の關係によって示されており、何らの解決がなされていない。

このことは、北斗全體に對する帝と臣下という性質の付與と、北斗七星個々に對する性質の付與が、互いに關係
 することなく行われたことを示すものであり、この兩者もまた相矛盾する説であることを示すものである。

つまり北斗には、全體としては帝と臣下の、総體としては全體あるいは個々に、という二重に矛盾した性質が付
 與されていることになる。しかし、矛盾を解消せずに、北斗にそれだけ多くの性質が付與されていることは、天文
 占の上で、天文變異解釋の多様性、汎用性を可能にする要因と考えることもできる。

災異說に對する研究では、災異とそれに關聯すると説かれるべき人事雙方の、偶發的で多様な事態に對して、そ
 れへの解釋・説明パターンの増加が求められた、とする説がある。(四十二) ならばそれは、天文占にも該當することであろ
 うか。少なくとも、北斗に付與された複数の性質については、同様の要求を想定することが可能であろう。そこで
 次節からは、天文志等に記された北斗の具體的な天文變異と、それに對する解釋でもある占辭を擧げ、北斗に付與
 された性質がどのように用いられていたのかを見ていきたい。

四、北斗の占例―帝と臣下の性質に據るもの―

史料に見られる最も早い時期の北斗に關する天文變異は、『史記』天官書に所謂「春秋二百四十二年之間……彗星三見」の春秋三彗の一であり、『春秋』文公十四年に、

秋七月、星の孛して北斗に入る有り。(四十三)

と有る。『左氏傳』には、

周の内史叔服曰く、「七年を出でず、宋齊晉の君皆將に亂に死せんとす。」と。(四十四)

と有り、同様の記述を、『史記』十二諸侯年表に、

彗星北斗に入る。周史曰く、「七年、宋齊晉の君死す。」と。(四十五)

と見る事ができる。多少の差異はあるが、ともに周の史官の説を引くものであり、その内容も、天文變異を、宋齊晉三國の君主の死の徵候とするものである。しかし、杜預注に、

史服但だ事徵を言ふのみにして其の占を論ぜず。固より末學の言を詳かにするを得る所に非ざるなり。(四十六)

と有るように、天文變異に對する解釋である、天文變異と人事とを論理的に結びつけるための占辭が述べられていない。

一方、『公羊傳』と『穀梁傳』は、經に「北斗に入る」と言う理由を、それぞれ「北斗有中也。」「斗有環域也。」と述べ、彗孛の範圍を斗魁の中、とし、『公羊傳』は更にその記述理由を「記異也。」とするが、その「異」を災異説的に解釋することはなく、結びつく人事を擧げることもしない。

この文公十四年の天文變異を災異として再解釋したのが、『漢書』五行志下之下に集められた董仲舒・劉向・劉歆の説である。劉歆説は、左傳の説を擧げた後に、

劉歆以爲く、北斗に環域有り、四星なり、其の中に入るなり。斗は、天の三辰、綱紀の星なり。宋・齊・晉は、天子の方伯、中國の綱紀なり。彗は舊を除き新を布く所以なり。斗は七星、故に七年を出でずと曰ふ。十六年、

宋人昭公を弑し、十八年、齊人懿公を弑し。宣公二年、晉の趙穿靈公を弑するに至る、と。四十七

と有り、左傳の周の叔服の説を、左傳に見える他の記事や、自己の説によつて解釋したものであり、先掲の杜預注が「其の占を論ぜず」とした「占」を論じたものである。北斗に關しては、斗を「綱紀」とするのは、『漢書』律曆志上に「玉衡杓建、天之綱也。」と見える劉歆の自説であり、「七年」を北斗の七星に由來するとする説も、劉歆の自説であろう。「七星」によつて「七年」を解するのは象數的な理解であろうが、天の綱紀を天子とせず、「天子の方伯」と一段下げて解釋するのは、すでに斗を「綱紀」とする自説を棄てきれぬための、やや強引な論理と言えよう。事實、劉歆以前の董仲舒・劉向は、斗を「綱紀」として扱わないために、劉歆説に見える矛盾を犯すことがない。

董仲舒説は、

董仲舒以爲く、李なる者は惡氣の生ずる所なり。之を李と謂ふ者は、其の李李として防蔽する所有り、閭亂不
明の貌なるを言ふなり。北斗は、大國の象なり。後、齊・宋・魯・莒・晉皆君を弑す、と。四十五

と有り、北斗には「大國の象」という性質を付與している。この「大國」という性質は、前節までに見てきた北斗の性質には見られないものである。

劉向説は、

劉向以爲く、君臣朝に亂れ、政令外に虧くれば、則ち上に三光の精を濁し、五星羸縮・變色・逆行し、甚しければ則ち李を爲す。北斗は、人君の象。李星は、亂臣の類、篡殺の表なり。星傳に曰く、「魁なる者は、貴人の牢なり。」と。又曰く、「李星 北斗中に見るるは、大臣・諸侯に誅を受くる者有り。」と。一に曰く、「魁を齊・晉と爲す。」と。夫れ彗星較然として北斗中に在るは、天の人を視ること顯かにして、史の占有ること明かなるも、時の君終に改寤せず。是の後、宋・魯・莒・晉・鄭・陳六國咸其の君を弑し、齊再び焉を弑す。……。星傳に又曰く、「彗星 北斗に入れば、大戰有り。其の流れて北斗中に入るは、名人を得。入らざれば、名人を失ふ。」宋の華元は、賢名の大夫。大棘の戰ありて、華元鄭に獲はれ、傳其の效を擧ぐと云ふ、と。四十九

と有り、大分して二つの説を述べている。一つは、北斗に「人君」と、一つは「名人」と性質を付與するものである。また、星傳を引くことによつて、前者に於いては、「人君」を「大臣・諸侯」に限定し、結果としての人事である弑君を天「誅」であると解釋しており、後者に於いては、「大戰」という性質を付與している。五十

ところで、董仲舒説は、左傳の三國に「魯・莒」を加え、對象となる國を五國とし、劉向は更に「鄭・陳」を加えて七國とするが、その國數の根據を明示していない。これは兩説、または劉歆や左傳の説も含めて、當該の天文變異への解釋からは、國數を導き出せると考えていないためであろう。なお、『漢書』天文志に、

孝武建元三年三月、星の注、張に李し、太微を歴、紫宮を干し、天漢に至る有り。『春秋』に、「星北斗に李し、齊・宋・晉の君皆將に亂に死せんとす。」と。今、星李して五宿を歴す。其の後、濟東・膠西・江都王皆法に坐し削黜せられ自ら殺す。五十 淮陽・衡山反を謀りて誅せらる。

と有る説は、先掲の左傳の説を踏まえた上で、彗孛が「五宿を歴す」ことから五人の諸侯王の死を擧げるが、そもそも左傳では一つの北斗への侵犯が三國の諸侯の死へと關聯づけられており、五宿と五諸侯の關係は、左傳とは無關係な、新説と見るべきであろう。ともあれ、この説では彗孛が星宿を侵犯したことを諸侯の死へと關聯づけることに、左傳が援用されており、これは北斗をも諸侯と認識する説である。

諸侯とは、封國に在つては君であり、「人君の象」たる北斗によつて象徴され得ようが、先掲の劉向説所引の星傳に「大臣・諸侯」と、大臣と並記されているように、天子に對する臣下としての諸侯でもある。つまり、北斗を君と臣下、いずれに解釋しようと、諸侯と關聯づけることを可能としているのである。

しかし、第一節に見た帝としての性質も、天文志類の占例に見る事ができる。『宋書』天文志一に、
 黃初四年十一月、月北斗に暈す。占に曰く、「大喪有り、天下に赦す。」と。七年五月、文帝崩す。明帝即位し、
 天下に大赦す。(五十二)

と有り、天子の崩御と關聯づけている。また、『宋書』天文志二に、

太和四年……閏月乙亥、月軫に暈し、復た白暈の月を貫ぬく有り、北して斗柄の三星に暈す。占に曰く、「王者之を惡む。」と。六年、桓溫帝を廢す。(五十三)

と有るのは、これまでに見てきた占例と異なり死と關聯しないが、北斗に帝としての性質を認めた解釋である。

また、崩御や廢位といった凶事のみでなく、帝の吉事を示すものもある。『宋書』天文志三に、

（義熙十四年五月）壬子、星の北斗の魁中に孛する有り。占に曰く、「聖人受命する有り。」と。七月……癸亥、彗星太微の西に出で、柄は上相星の下に起き、芒は漸く長く十餘丈に至り、進みて北斗・紫微・中台を掃ふ。

占に曰く、「彗太微に出づるは、社稷亡び、天下王を易ふ。北斗紫微に入るは、帝宮空し。」と。一に曰く、「天下聖王を得。」と。……十四年、高祖彭城に還り、宋公を受く。明年……十二月、安帝崩す。……（晉恭帝元熙）

元年七月、高祖宋王を受く。二年六月、晉帝位を遜り、高祖宮に入る。^{五十四}

と有り、北斗への彗孛を「聖人受命す」「天下聖王を得」と、聖王の到來を示すものとしている。^{五十五} また、「北斗・

紫微に入るは、帝宮空し」と有るのは、『開元占經』卷九十、彗孛犯北斗五十六に、

辨終備に曰く、彗北斗に入るは、帝宮空し、と。^{五十六}

と見え、複數の占辭を引くことで、新舊兩帝を北斗に關聯づけることを可能としている。^{五十七}

第二節に見た北斗の臣下としての性質も、天文志類の占例に見る事ができる。『漢書』天文志に

綏和元年正月辛未、流星の東南従り北斗に入る有り、長さ數十丈、二刻所にして息む。占に曰く、「大臣に繫がるる者有り。」と。其の年十一月庚子、定陵侯淳于長左道を執るに坐して獄に下され死す。^{五十八}

と有るのが、そのオーソドックスな例であり、同様の占辭を『宋書』天文志四の元嘉二十四年正月の條に見る事ができる。

また、『宋書』天文志三に、

太元十五年七月壬申、星の北河戒を孛し、太微・三台・文昌を經、北斗入る有り。長さ十餘丈。八月戊戌、紫微に入り、乃ち滅す。占に曰く、「北河戒は、一名胡門。胡門に兵喪有り。太微を掃し、紫微に入るは、王者之に當たる。三台を三公と爲し、文昌を將相と爲し、將相・三公に災有り。北斗に入るは、強國兵を發し、諸侯權を争ひ、大夫憂うなり。」と。……二十一年九月、孝武帝崩す。隆安元年、王恭・殷仲堪・桓玄等竝に

兵を發し王國寶を誅せんことを表し、朝廷從ひて之を殺し、並びに其の從弟緒を斬る。司馬道子はれに由り勢を失ひ、禍亂成るなり。(五十九)

と有るのは、北斗への彗孛を「強國兵を發す」「諸侯權を爭ふ」「大夫憂ふ」と、先に見た「大國」「諸侯」「大臣」という三つの性質を、同時に用いるものであり、個々にその後の桓玄等の發兵と内亂、當時執政の權を有した司馬道子の失勢に關聯づけている。(六十)

先掲の『宋書』天文志三の義熙十四年五月壬子の條は、「北斗・紫微に入るは、帝宮空し」と、北斗と紫微を同列に帝の性質によつて解釋するものであつたが、上引の太元十五年七月壬申の條は、紫微を太微とともに帝（王者）として解釋し、北斗を臣下として解釋する。これは、北斗に帝と臣下と二つの性質が付與されていることから、事態に應じて解釋を變更することを可能としているが、この相反する二つの性質を同時に用いる占例が、『宋書』天文志二に、

永興二年……十月丁丑、星の北斗に孛する有り。占に曰く、「璿璣更授し、天子出走す。」と。又曰く、「強國兵を發し、諸侯權を爭ふ。」と。是の後、皆其の應有り。明年、惠帝崩す。(六十一)

と見える。晉志も略同文に作り、「明年、惠帝崩す。」を以て文を結ぶが、宋志の「皆其の應有り」を「諸王兵を交え、皆應有り」に作つており、「強國兵を發し、諸侯權を爭ふ」が永嘉の亂に係ることを明示している。(六十二)

五、北斗の占例―兵と殺の性質に據るもの―

前節に見た北斗に對する占辭の内、「強國 兵を發す」は、天子の一統を前提とする中國に於いて、『漢書』五行志に見た董仲舒説の「大國」同様に、有力な諸侯國を指す。それは、『宋書』天文志三の太元十五年七月壬申の條の内亂はもとより、『宋書』天文志二の永興二年十月丁丑の條の外寇にも適用されている。ところで、『隋書』天文志下に、

(建德) 三年二月戊午、客星の大なること桃の如く、青白色なる、五車の東南三尺所^{ばかり}に出で、漸く東行し、稍く長さ二尺所。四月壬辰に至り、文昌に入る。丁未、北斗の魁中に入り、後に魁を出で、漸く小さし。凡そ見はるること九十三日なり。占に曰く、「天下の兵起り、車騎野に滿ち、人主に憂有り。」と。又曰く、「天下に亂有り、兵大いに起り、臣主を謀る。」と。其の七月乙酉、衛王直、京師に在りて兵を擧げ反すれば、討ち之を擒にし、廢して庶人と爲す。十月に至り、始州の民王鞅衆を擁し反す。討ちて之を平^{六十三}く。

と有り、客星が北斗に入った天文變異を「天下に亂有り、兵大いに起り、臣主を謀る。」と解釋するのは、^(六世)「臣主を謀る」は北斗を臣下としての解釋であるが、「天下に亂有り、兵大いに起る」は、その主體が臣下であるか否かに關わらぬ占辭であり、北斗に亂や兵という性質を付與するものである。この内「兵」については、第三節に擧げた石氏説によつて、北斗の第七星に付與された性質であるが、ここで起きている天文變異は「北斗の魁中」を對象としており、第七星に限定されていない。

また、『續漢書』天文志下に、

(建寧二年八月) 辛未、白氣の一匹の練の如き、北斗の第四星を衝く。……白氣北斗を衝くを大戰と爲す。明年冬、揚州刺史臧旻・丹陽太守陳寅、盜賊苴康を攻め、斬首千級を數ふ。(六十五)

と有るのは、關聯づける人事の内容から、石氏説の第四星が司る「伐無道」を占辭とすれば良いものを、北斗全體で「大戰」と解釋している。同様に、『魏書』天象志二に、

(孝靜天平) 二年三月、月北斗の第二星に暈す。占に曰く、「羅貫く、兵聚まる。」と。是の月、齊獻武王山胡劉蠡升を討ち、之を斬る。三年、并、肆、汾、建諸州霜儉はし。(六十五)

と有り、「羅貫く、兵聚まる」と見えるのも、天文變異が起きているのは第二星であつて、石氏説に第六星と第七星に付與された性質とは無關係であり、なおかつ第二星に付與されている「刑」とも關わらぬ解釋である。

このように、天文志類に記された占例中に於いては、第三節に見た北斗七星個々に付與された性質は、各星との對應とは無關係に、北斗全體の性質として扱われているが、その内、最も多用されるのが、石氏説では第五星に付與されていた「殺」である。

『續漢書』天文志上に、

(建武) 十年三月癸卯、流星の月の如き、太微従り出で、北斗魁の第六星に入る。色は白。旁に小星の射る者十餘枚有り、滅すれば則ち聲の雷の如き有り。食頃止む。流星を貴使と爲し、星大なる者は使も大、星小なる者は使も小。太微は天子の廷、北斗魁は、殺を主る。星太微従り出で、北斗魁に抵すは、是れ天子の大使將に出でて伐殺する所有らんとす。……是の時、光武帝大司馬吳漢をして南陽の卒三萬人を發し、船に乗り江を浜りて上り、蜀の白帝公孫述を撃たしむ。(六十七)

と有るのがその一例であり、第六星は石氏説では穀を司るが、ここでは本来第五星に付與されている殺という性質で、北斗全體が解釋されている。(六十五) こうした北斗全體に殺の性質を付與した解釋は、『續漢書』天文志中の永元三年九月丁卯の條、同下の光和元年四月癸丑の條、『宋書』天文志一の咸寧二年八月の條にも見ることができる。

上記の占例は、殺の性質を伐殺、誅殺、征伐の意に解釋するものだが、他に、生殺權の執行者と解釋する占例も有る。『宋書』天文志二に、

元康六年六月丙午夜、枉矢の斗魁自り東南に行く有り。占を按ずるに曰く、「亂を以て亂を伐つ。北斗は執殺を主り、斗魁に出づるは、中に居り殺を執る者直ならざるの象なり。」十月、太白晝見す。後、趙王張・裴を殺し、賈后を廢し、太子の冤を理むを以て、因りて自ら篡盜し、以て屠滅に至る。亂を以て亂を伐ち、兵・喪・臣強きの應なり。(六十五)

と有るのがそれである。なお、「亂を以て亂を伐つ」や「直ならず」は枉矢の有する性質であるが、文末の「兵」「喪(死・殺)」「臣強」は、いずれもこれまでに見てきた北斗に付與された性質の一つである。これもまた、前節に見た『宋書』天文志三の太元十五年七月壬申の條と同様に、北斗に付與された複數の性質を同時に用いるものと言えよう。

結語

第三節の末に述べた、災異説に見られる、偶發的で多様な事態に對して、それへの解釋・説明パターンの増加が要求されたという現象は、天文占にも起きたと考えられる。北斗に關して、それに該當する最たる例が、北斗七星

個々に諸性質を付與していくという作業である。これらの占辭の多くは、『天文要録』や『開元占經』等の天文類書に引用されて残る多くの天文占辭とともに、漢末から六朝にかけて作成されたと考えられる。

そうした時代に、天文占に於いて、あらゆる偶發的な事態に備えた、無数の天文占辭が用意されたのであろう。北斗に關する偶發的な事態を想定した占辭の甚だしい例としては、『天文要録』卷四十四に引用される、北斗に對する五惑星の陵犯に關する占辭が挙げられよう。^(七十一) また第三節に挙げた北斗分野説も、他に數種の異説を確認することができる。しかし、五星陵犯北斗占は當然として、北斗分野説も、天文志類にその占例を、明確に見ることはできない。^(七十二)

そうした現象について、本稿に見てきた北斗についてのみ述べれば、天文占の發展過程に於いては、確かに、偶發的な事態に備えた無数の天文占辭が必要とされ、現に増産されたのであろう。しかし、無数の天文占辭は、天文變異への解釋の幅を果てしなく廣げ、自由故の不自由さを生んだのではなからうか。

第四・第五節に見たように、本來輔星や天理といった北斗の一部分が有する臣下の性質は、北斗全體の性質として扱われており、北斗七星個々に付與された性質も、北斗全體の性質として扱われ、また、各星に起きた天文變異も、北斗全體に起きたかのように解釋されている。これらは、多様な天文現象を一定の枠内で解釋するものである。

また、複數の性質や占辭を同時に用いる占例も見られたが、これらは、一定の天文現象を同時に起きた多様な事件に對應させる解釋方法である。

つまり天文思想上、偶發的で多様な事態に對して、占辭の増産による對應が計られたが、天文志の編纂に於いては、その無数の占辭を必要とせず、少數一定量の性質とそれに基づく占辭を活用することによって、偶發的で多

様な事態に對應することを可能としたのである。こうした天文志の占例の性質は、その天文占の形骸化・定型化を生み出すものであり、第四・第五節に、同様の解釋・占辭を説く占例が散見されたことは、天文志に於ける天文占に、定型化が進んだことを示す一例として挙げられよう。『宋書』天文志には、「與前同占」「占同上條」「占悉同上」と説く占例を多數見ることが出来る。

ただし、天文志のみが天文占の所在ではなく、諸志列傳に載る上奏文の類には、直面した天文變異や事件に對する即時的な解釋・占辭が記されている。また、無数の天文占辭は、必ずしも天文志の編纂を目的として成作されたものではない。それら即時的な天文占や、無数の天文占辭とそれを載せる天文類書の著述目的、また天文志の編纂過程等については、稿を改めて論じたい。

注

- (一) 斗爲帝車。運于中央、臨制四鄉。分陰陽、建四時、均五行、移節度、定諸紀、皆繫於斗。(漢志は、四鄉を四海に、諸紀を緒紀に作る。)
- (二) 取乎運動之義也。
- (三) 姚氏案、宋均曰、「言是大帝乘車巡狩、故無所不紀也。」
- (四) 夫大人者與天地合其德、與日月合其明、與四時合其序。
- (五) 臣聞五帝神聖、其臣莫能及。故自親事、處于法宮之中、明堂之上。動靜上配天、下順地、中得人。……。然後陰陽調、四時節、日月光、風雨時、膏露降、五穀孰、祇孽滅、賊氣息、民不疾疫、河出圖、洛出書、神龍至、鳳鳥翔、德澤滿天下、靈光施四海。此謂配天地、治國大體之功也。
- (六) 乃者鳳皇集泰山・陳留、甘露降未央宮。朕未能章先帝休烈、協寧百姓、承天順地、調序四時、獲蒙嘉瑞。

(七) 朕承天地、獲保宗廟、明有所蔽、德不能綏、刑罰不中、衆冤失職、趨闕告訴者不絕。是以陰陽錯謬、寒暑失序、日月不光、百姓蒙辜、朕甚閔焉。

(八) 黃帝占曰、北斗爲帝車。運於中央、臨制四方、分別陰陽、建於四時、均立五行、移應節度、定諸紀綱、太一之事也。〔開元占經〕卷六十七、以下同卷からの引用は卷數を特記しない。)

(九) 春秋緯元命包曰、斗爲帝。令出、號布、政授、度四方。故置輔星、以佐功。爲斗爲人君之象而號令之主也。

(十) 配於二十八宿、天所以發其時、地所以成萬物。諸侯屬焉。

(十一) 二十八宿を諸侯とする解釋は、『漢書』五行志下之下に、「嚴公七年、四月辛卯夜、恆星不見。夜中星隕如雨。董仲舒・劉向以爲、常星二十八宿者、人君之象也。衆星、萬民之類也。列宿不見、象諸侯微也。衆星隕墜、民失其所也。」と見える。

(十二) 衆星列布、其以神著、有五列焉、是爲三十五名。一居中央、謂之北斗。動變挺占、寔司王命。四布於方、爲二十八宿。

(十三) 衆星列布、……其以神著、有五列焉、是爲三十五名。一居中央、謂之北斗。四布於方、各七、爲二十八舍。

(十四) 上の爲を有に作る。

(十五) 『隋書』天文志は、張衡『靈憲』を「大略に曰く」と引き、晉志と略類似の文を載せるが、「居其中央、謂之北斗。動係於占、實司王命」に作り、劉昭注所引の文に近い。晉志と隋志の異同については、稿を改めて論じたい。

(十六) 輔星。明近、輔臣親彊。斥小、疏弱。(漢志は輔星を柄輔星に作る。)

(十七) 建初元年、帝欲封爵諸舅、太后不聽。明年夏、……太后詔曰、「……昔王氏五侯同日俱封。其時、黃霧四塞、不聞澍雨之應。又田蚡寶嬰、寵貴橫恣、傾覆之禍爲世所傳。故先帝防慎舅氏、不令在樞機之位。……。」

(十八) 樞機、近要之官也。春秋運斗樞曰、「北斗、第一天樞、第二天樞、第三天樞也。」

(十九) 竇太后臨朝、憲以重戚出內詔命。駟獻書誡之曰、「駟聞、交淺而言深者、愚也。……陽平之族、非不盛也。重侯累將、建天樞、執斗柄。」

(二十) 王氏九侯五大司馬。春秋運斗樞曰、「北斗七星、第一名天樞、第二至第四爲魁、第五至第七爲杓。」杓即柄。前書、斗運中央、制臨四海。」

(二十一) 尚書出納帝命、爲王喉舌。

(三) 陽嘉二年、有地動、山崩、火災之異。公卿舉固對策、詔又特問當世之敝、爲政所宜。固對曰、「臣聞、……。今陛下之有尚書、猶天之有北斗也。斗爲天喉舌、尚書亦爲陛下喉舌。斗斟酌元氣、運平四時、尚書出納王命、賦政四海、權尊執重、責之所歸。……。」

(四) 春秋合誠圖曰、天理。在斗中、司三公、如人喉在咽、以理舌語。

(五) 在斗魁中、貴人之宰。

(六) 孟康曰、傳曰、天理四星在斗魁中。貴人宰。名曰天理。

(七) 樂汁圖云、天理、理貴人宰。

(八) 宋均注曰、斗爲天之舌口。主出政教。三公主導宣君命。喻於人、則宜如人喉在咽。以理舌口、使言有條理。

(九) なお、『後漢書』郎顛傳の「尚書職在機衡」に對する李賢注に、「北斗魁星第三爲機、第五爲衡、於天文爲喉舌。」と有るが、「尚書」の職は機衡に在り」と言うのは、すでに見てきたように、執權の要官を指しての比喩であり、具體的な第三・第五星を指しての言ではあるまい。なお第三節に引く『東晉紀』は、第五星が「舌精を主る」とするが、これも郎顛傳の典據などではなく、「舌」を含む身體各所が北斗七星に歸納された際の偶然の一致であろう。『東晉紀』は、第三星が「鼻精を主る」としている。

(十) 北斗七星、所謂「璇璣玉衡以齊七政。」

(十一) 七政、日月五星各異政。

(十二) 七政者、北斗七星、各有所主。第一曰正日。第二曰主月法。第三曰命火、謂熒惑也。第四曰斂土、謂填星也。第五曰伐水、謂辰星也。第六曰危木、謂歲星也。第七曰剽金、謂太白也。日月五星各異。故曰七政也。

(十三) 石氏曰、北斗第一星主日、第二星主月、第三星主熒惑、第四星主辰星、第五星主填星、第六星主歲星、第七星主太白。

(十四) 『史記』天官書に、「杓攜龍角、衡殷南斗、魁枕參首。用昏建者杓。杓自華以西南。夜半建者衡。衡殷中州河濟之間。平旦建者魁。魁海岱以東北也。」と北斗を三分する説が有る。

(十五) 石氏曰、北斗第一星曰正星、主陽、主德、天子之象也。第二星曰法星、主陰、主刑、女主之位也。第三星曰令星、主禍。第四星

日伐星、主天理、伐無道。第五星曰斂星、主中央、助四旁、斂有罪。第六星曰危星、主天倉五穀。第七星曰部星、一曰應星、主兵。

(三) 『開元占經』所引の春秋緯も、第何星かを明記しないものの、星名とその順序は石氏説に同じ。

(四) ただし、『宋史』天文志までに言えることであり、その後の『明史』天文志や、それ以前の『舊唐書』天文志等、詳細な占辭を載せないものはそれに含まれない。

(五) 又云、「一主天、二主地、三主火、四主水、五主土、六主木、七主金。」又曰、「一主秦、二主楚、三主梁、四主吳、五主燕、六主趙、七主齊。」

(六) 詩含神霧曰、七政、天斗、上一星天位、二主地、三主火、四主水、五主土、六主木、七主金。

(七) 黃帝占曰、北斗、第一星主秦、第二星主楚、第三星主梁、第四星主吳、第五星主趙、第六星主燕、第七星主齊。(『天文要録』卷四十四所引の黃帝説も同文。)

(八) 魁第一星曰天樞、二曰璇、三曰璣、四曰權、五曰玉衡、六曰開陽、七曰搖光。一至四爲魁、五至七爲杓。樞爲天、璇爲地、璣爲人、權爲時、玉衡爲音、開陽爲律、搖光爲星。

(九) 東晉紀曰、北斗七星主七曜之表也。初首一星謂魁、主天目。第二、鳳星、主耳精。第三、龜星、主鼻精。第四、龍星、主口精。第五、馬星、主舌精。第六、羊星、主心精。第七、虎星、主體精。

(一〇) 武田時昌氏「京房の災異思想」(中村璋八編『緯書研究論叢』平河出版社、一九九三年、二月。)を参照されたい。

(一一) 秋七月、有星孛入于北斗。

(一二) 周內史叔服曰、「不出七年、宋齊晉之君皆將死亂。」

(一三) 彗星入北斗。周史曰、「七年、宋齊晉君死。」

(一四) 史服但言事徵而不論其占。固非末學所得詳言。

(一五) 劉歆以爲、北斗有環域、四星、入其中也。斗、天之三辰、綱紀星也。宋・齊・晉、天子方伯、中國綱紀。彗所以除舊布新也。斗七星、故曰不出七年。至十六年、宋人弒昭公、十八年、齊人弒懿公、宣公二年、晉趙穿弒靈公。

- (六) 董仲舒以爲、李者惡氣之所生也。謂之李者、言其李李有所防蔽、闇亂不明之貌也。北斗、大國象。後、齊・宋・魯・莒・晉皆弑君。劉向以爲、君臣亂於朝、政令虧於外、則上濁三光之精、五星羸縮、變色、逆行、甚則爲李。北斗、人君象。李星、亂臣類、篡殺之表也。
- (七) 星傳曰、「魁者、貴人之牢。」又曰、「李星見北斗中、大臣、諸侯有受誅者。」一曰、「魁爲齊・晉。」夫彗星較然在北斗中、天之視人類矣、史之有占明矣、時君終不改寤。是後、宋・魯・莒・晉・鄭・陳六國咸弑其君、齊再弑焉。……星傳又曰、「彗星入北斗、有大戰。其流入北斗中、得名人。不入、失名人。」宋華元、賢名大夫。大棘之戰、華元獲於鄭、傳擧其效云。
- (八) なお、「誅」や「大戰」は、北斗や彗星單獨の性質ではなく、彗星が北斗の中に入るといふ現象に對して付與されている性質であるが、北斗と無關係に付與されたものではないため、廣義に於いて北斗の性質に含むと考える。以下に擧げる諸例にも、北斗單獨の性質ではなく、彗星や月暈・流星の北斗に對する流入陵犯といふ現象に對して付與された性質を説くものがある。
- (九) 孝武建元三年三月、有星孛於注・張、歷太微、干紫宮、至於天漢。『春秋』、「星孛於北斗、齊・宋・晉之君皆將死亂。」今、星孛歷五宿、其後、濟東・膠西・江都王皆坐法削黜自殺。淮陽、衡山謀反而誅。(諸本「宋」を「魯」に作るが、『補注』所引王先慎の説に據り、魯を宋に改めた。)
- (一〇) 黃初四年十一月、月暈北斗。占曰、「有大喪、赦天下。」七年五月、文帝崩。明帝即位、大赦天下。(晉志に略同文有り。)
- (一一) 太和四年……閏月乙亥、月暈軫、復有白暈貫月、北暈斗柄三星。占曰、「王者惡之。」六年、桓溫廢帝。
- (一二) (義熙十四年五月) 壬子、有星孛于北斗魁中。占曰、「有聖人受命。」七月……癸亥、彗星出太微西、柄起上相星下、芒漸長至十餘丈、進掃北斗・紫微・中台。占曰、「彗出太微、社稷亡、天下易王。入北斗・紫微、帝宮空。」一曰、「天下得聖主。」……十四年、高祖遷彭城、受宋公。明年……十二月、安帝崩。……(晉恭帝元熙) 元年七月、高祖受宋王。二年六月、晉帝遜位、高祖入宮。
- (一三) 『宋書』符瑞志上所引の、宋の受禪後に太史令賈逵が上奏した文に、同様の解釋が見られ、天文志編纂の資料として用いられたと考えられる。天文志の當該箇所は、宋の徐爰に係るのため(『宋書』徐爰傳及び志序を參照されたい)、こうした宋高祖に對する頌揚がそのまま保たれたのであろう。晉志の當該箇所は、宋志に略同文に作るが、「聖人」「聖主」に關する占辭が削られている。
- (一四) 辨終備曰、彗入北斗、帝宮空。

(至) 注(五十五)に触れた『宋書』符瑞志上所引の上奏文は、「入北斗、帝宮空。」に作り、北斗に限定した占辭としている。

(至) 綏和元年正月辛未、有流星從東南入北斗、長數十丈、二刻所息。占曰、「大臣有繫者。」其年十一月庚子、定陵侯淳于長坐執左道下獄死。(「入(北)斗(魁)」が、必ずしも天理への入犯として解釋されないことは、前後の占辭を参照されたい。)

(至) 太元十五年七月壬申、有星孛于北河戒、經太微・三台・文昌、入北斗。長十餘丈。八月戊戌、入紫微、乃滅。占曰、「北河戒、一名胡門。胡門有兵喪。掃太微、入紫微、王者當之。三台爲三公、文昌爲將相、將相・三公有災。入北斗、強國發兵、諸侯爭權、大夫憂。」……二十一年九月、孝武帝崩。隆安元年、王恭・殷仲堪・桓玄等竝發兵表誅王國寶、朝廷從而殺之、并斬其從弟緒。司馬道子由是失勢、禍亂成矣。

(至) 同じ占辭を孫恩の亂及び桓玄の叛亂・篡位に關聯づける占例が、『宋書』天文志三の隆安四年二月己丑の條に見える。

(至) 永興二年……十月丁丑、有星孛于北斗。占曰、「璿璣更授、天子出走。」又曰、「強國發兵、諸侯爭權。」是後、皆有其應。明年、惠帝崩。

(至) また「璿璣更授し、天子出走す。」も、惠帝の崩御と、その後の懷帝・愍帝の即位にのみでは、「天子出走」の意味が取れず、平陽に於ける蒙塵に係ると捉えるべきであろう。

(至) (建德) 三年二月戊午、客星大如桃、青白色、出五車東南三尺所、漸東行、稍長二尺所。至四月壬辰、入文昌。丁未、入北斗魁中、後出魁、漸小。凡見九十三日。占曰、「天下兵起、車騎滿野、人主有憂。」又曰、「天下有亂、兵大起、臣謀主。」其七月乙酉、衛王直在京師舉兵反、討擒之、廢爲庶人。至十月、始州民王軌擁衆反、討平之。

(至) 「開元占經」卷八十三に、「海中占曰、客星出入北斗、天下大亂、兵大起、臣謀主。不則、天下大水、入城郭、煞人民。期百日。」と有る。なお、「開元占經」卷八十二に「玄冥曰、客星出五車、天下兵起、車騎滿野、將相有憂、五穀大貴、人民饑。期百八十日、中一年、遠三年。」と有り、隋志の「天下の兵起り云々」が五車に對する占辭であると知れる。

(至) (建寧) 二年……八月……辛未、白氣如一匹練、衝北斗第四星。……白氣衝北斗爲大戰。明年冬、揚州刺史臧旻・丹陽太守陳寅、攻盜賊直康、斬首數千級。

(至) (孝靜天平) 二年三月、月暈北斗第二星。占曰、「糴貴、兵聚。」是月、齊獻武王討山胡劉蠡升、斬之。三年、并、肆、汾、建諸州霜儉。

(三) (建武) 十年三月癸卯、流星如月、從太微出、入北斗魁第六星。色白。旁有小星射者十餘枚、滅則有聲如雷。食頃止。流星爲貫使、星大者使大、星小者使小。太微天子廷、北斗魁、主殺。星從太微出、抵北斗魁、是天子大使將出有所伐殺。……是時、光武帝使大司馬吳漢發南陽卒三萬人、乘船泝江而上、擊蜀白帝公孫述。

(空) 「北斗魁第六星」と有るが、この「斗魁」を北斗の第一星から第四星を指すとした場合、「第六星」の意味が通らない。『漢書』天文志に「斗魁戴筐六星曰文昌宮」と有り、「北斗魁第六星」は「北斗魁筐六星」の誤写である可能性もあるが、注(二十八)に引いた『後漢書』郎顛傳の李賢注とともに、續志の「北斗魁」は、北斗全體を指す異稱と解釋すべきであろう。

(空) 元康六年六月丙午夜、有枉矢自斗魁東南行。按占曰、「以亂伐亂。北斗主執殺、出斗魁、居中執殺者不直象也。」十月、太白晝見。後、趙王殺張・裴、廢賈后、以理太子之冤、因自篡盜、以至屠滅。以亂伐亂、兵・喪・臣強之應也。

(主) 特記すべきは、「西晉紀曰、安帝隆安元年六月辛未、歲星入北斗魁中、留經旬。不出二年、有吳越有兵、三公有憂、夏地動、客水、傷穀。」のように、紀年付きで記される例が見られることである。

(主) 本稿第五節に引いた魏志の天平二年三月の條は、『春秋文曜鈞』の北斗分野説を用いている可能性があるが、占辭を明らかにしていない。